

きょうされん熊本支部規定

(会の名称)

第1条 この会の名称は、きょうされん熊本支部(略称・きょうされん熊本)とする。

(目的)

第2条 この会は、きょうされん会則第3条の目的を達成することを目指し、熊本県内の障害者の働く場と暮らしの場づくり運動をすすめるとともに、障害者の権利を擁護し、労働と豊かな生活を保障するため熊本県内の地域課題の解決と会員の要求に根ざした活動を行う事を目的とする。

(会員)

第3条 この会は、前条の目的に賛同し、きょうされんに加盟する作業所、法定施設及び準備会などで構成する。会員は、毎年会費を納めるものとする。

(会員の資格及び退会)

第3条の2 会員の資格は、別途規定の申込書を提出し、支部が全国理事会へ推薦し承認を得ることにより取得する。また会員の申し出により、いつでも退会することができる。

(賛助会員)

第4条 この会の目的に賛同し、協力する個人及び団体は、賛助会員になることができる。

(活動)

第5条 この会の目的を実現するために、次の活動を行なう。

- 1・会員間の相互交流、文化、レクリエーション活動
- 2・きょうされんの行なう活動
- 3・学習、研究、調査活動
- 4・国・県及び各自治体への要請行動
- 5・会としての事業活動
- 6・ニュースの発行及び住民への広報活動
- 7・その他の必要な活動

(総会)

第6条 総会は、本会の最高決議機関であり、会員選出の代議員の二分の一(委任状を含む)以上の出席をもって成立し、年1回開催する。議決権は、総会出席代議員各1票とする。議決は、総会出席代議員の過半数をもって可決する。

- 2・総会には、オブザーバーも参加し発言できるが、議決権はない。
- 3・総会の代議員は、1会員ごとに職員、利用者、理事、運営委員などの中から2名を選出する。
- 4・会員の3分の1以上の要請があったとき、臨時の総会を開催しなければならない

い。

5・総会での議決内容は、次の事項とする。

- (1) 会の事業活動総括と事業活動方針
- (2) 会の予算及び決算
- (3) 役員、監査の選任
- (4) 規定の改廃
- (5) きょうされん理事の推薦
- (6) 全国総会代議員の選出
- (7) その他重要事項

(運営委員会)

第7条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、常任運営委員および総会で選出された運営委員によって構成し、総会から総会までの会の運営及び執行にあたる。運営委員会は運営委員の二分一以上の出席をもって成立し、議決は出席運営委員の過半数の賛否をもって決定する。運営委員会は支部長が召集し、定期的に開催する。

2・運営委員会のもとに組織運動委員会、財政事業委員会、学習研修委員会及び広報委員会の専門委員会を設置し、必要に応じて部会を設けることができる。委員および部員は運営委員会の委嘱による。

(役員)

第8条 この会には、次の役員をおく。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 |

2・役員は、総会で選出される。任期は1年とする。

3・常任運営委員会は、支部長、副支部長、事務局長及び事務局次長で構成する。全国理事が支部在籍の場合は全国理事も出席する。常任運営委員会は支部長が召集する。

常任運営委員会は、運営委員会から運営委員会までの会の運営及び執行の円滑な執行状況を点検し、運営委員会へ提起する。

4・支部活動の目的を達成するために必要な委員会、部会や担当係をおくことができる。

(事務局)

第9条 運営委員会のもとに、事務局を置き、連絡、ニュース発行、財政などの日常業務を行なう。

- 2・事務局は、事務局長、事務局次長及び若干の事務局員で構成する。事務局員は支部長が任免し、運営委員会の承認を得る。
- 3・会計担当として、支部長のもとに、財政部長及び会計係を置き、財政全般を掌握し、月次報告及び問題点を支部長及び運営委員会へ報告提案する。
- 4・事務局は、熊本市帯山4丁目23-45に置く。

(財政)

第10条 財政は、支部会費、賛助会員の還元金、寄付金及び事業収入でまかなう。

- 2・会計年度は、4月1日～翌年3月末日までとする。
- 3・支部財政強化及び支部会員の福利厚生のために、次の事業を行い、その代理所となり、支部長が代表者となるものとする。
 - (1) 熊本県中小企業共済協同組合代理所
 - (2) 熊本県火災共済協同組合代理所

(改正と疑義)

第11条 この会の規定の改正は、総会において総会出席代議員の3分の2以上の同意を必要とする。

- 2・規定の条文の解釈に疑義のある場合は、運営委員会に計り、支部長の決するところによる。

(附則)

第12条 この規定は、2001年4月8日より施行する。

第13条 初年度の会計年度にかぎり、施行日より始まり翌年3月までとする。

附則2

- 1・2002年4月20日改正し、同日から施行する。
- 2・2003年4月26日改正し、同日から施行する。
- 3・2005年4月23日改正し、同日より施行する。
- 4・2007年4月22日改正し、同日より施行する。
- 5・2008年5月17日改正し、同日より施行する。

*きょうされん支部会費規定

会費は、全国きょうされんの会費と熊本支部の会費の2つの会費が必要です。

- (1) 全国きょうされんの年間会費は、全国のきょうされん規定(別紙)による。
- (2) 熊本支部の年間会費は、次の通りとす

A 公費報酬7, 5千万円以上	5, 000円
B 公費報酬5, 5千万円以上	4, 000円
C 公費報酬2, 0千万円以上	3, 000円
D 公費報酬300万円以上	2, 000円

E 公費報酬300万円未満 1,000円

～支部会費の場合、公費でない収入は公費に準じて決める。

(2008年4月1日より適用)

きょうされん熊本支部旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本支部役員及び会員が支部長の命により国内出張する場合の旅費の支給について定める。

(旅費の区分)

第2条 出張にあたっては、次に定める旅費を支給する。

- (1) 交通費、食事代
- (2) 日当
- (3) 宿泊費

第3条 旅費は別表に定める料金を支給する。

(交通費)

第4条 交通費は、すべて実費により支給する。ただし、その経路は、最短距離とし、片道20キロメートル以上とする。なお、営業用乗用車(タクシー)の利用は、特別な時を除き認められない。

(航空機の利用)

第5条 航空機の利用が必要であると支部長が認めるときは、その実費を支給する。

(会員所有車利用の場合)

第6条 会員所有車を利用した時は、交通費及び当該車両の高速道路通行料金、ガソリン代は実費を支給する。

- 2 会員所有車による出張中、所有者の使用が不可能となって、他の交通機関を利用した時は、この区間の交通費は実費を支給する。

(日当・宿泊料)

第7条 日当及び宿泊料は、出張の初日から最終日まで、暦日により出張日数、宿泊日数に応じて料金を支給する。

(旅費を他より受けた場合の取り扱い)

第8条 出張者が、旅費の全部または一部を、きょうされん本部、九州ブロック主催の団体から費用の支払いを受けたときは、本規定に定める旅費を減額又は支給しないことがある。

(出張旅費の区分)

第9条 出張旅費は、出張の目的、距離により、次の通りとする。

- (1) 普通出張旅費
- (2) 日帰り出張

(普通出張旅費)

第10条 出張の目的が、時間及び距離に関わらず、宿泊を要する出張を普通出張とする。

- 2 普通出張旅費は、第2条に定めるものとし、第3条から第8条までの定めるところにより支給する。

(日帰り出張)

第11条 出張の目的が、時間及び距離に関わらず、出発の当日帰着できる出張を日帰り出張とする。

- 2 日帰り出張は、第2条に定めるものとし、別表に定める料金を支給する。

(出張の申請)

第12条 出張するときは、あらかじめ所定の「出張申請書および予定表」にそれぞれ必要事項を記入の上、支部長あてに提出し、承認を得なければならない。

(出張の仮払い)

第13条 出張者が、前条の承認を得たときは、出張に要する費用の仮払いを受けることができる。

(出張報告書)

第14条 出張者は、出張終了後「出張報告書」を作成の上、3日以内に支部長あて報告書を提出し、直近の常任運営委員会で報告しなければならない。

(旅費の精算)

第15条 出張者は、出張終了後速やかに「出張旅費精算書」を作成し、支部長の承認を受けたうえ、3日以内に旅費の精算をしなければならない。

- 2 実費の支出を証明するため、前項の精算書に領収書となる書面を添付しなければならない。ただし領収書を添付できないときは、支払報告書を提出することを要する。

(附則)

この規程は、2013年4月14日制定、2013年5月1日より施行する。

<別表>~~~~~

交通費	航空運賃(エコノミー) 鉄道運賃 新幹線・特急 (ともに普通)
日当	3,000円
食事代	航空券パック(朝食込み)
宿泊費	航空券パック(宿泊代込み)

日帰り出張の場合、航空運賃または鉄道運賃の実費(ガソリン代および高速料金)。